

岐阜県公報

号外 (二) 平成三十一年二月四日

目次

告示

豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類及び家畜伝染病の病原体をひろげるおそれがある物品の移出の禁止区域の指定

(畜産課) ページ

告示

岐阜県告示三十七号

豚コレラのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十二条第一項及び岐阜県家畜伝染病まん延防止規則（昭和三十九年岐阜県規則第九十四号。以下「規則」という。）第三条の規定により、家畜の種類及び家畜伝染病の病原体をひろげるおそれがある物品の移出を禁止する区域を次のとおり指定するので、規則第七条の規定により告示する。

平成三十一年二月四日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 家畜の種類
豚
- 二 指定区域
本巣市十四条

平成三十一年二月四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社